

論文審査の要旨

報告番号	甲・ <input checked="" type="checkbox"/> 第 3022 号	氏名	城 祐一郎
論文審査担当者	主査 原 俊太郎 教授 副査 向後 麻里 教授 副査 岩井 信市 教授		
(論文審査の要旨)			
「我が国における研究者を含む医療従事者の良心とは何か」			
<p>本論文は、医療従事者が関与した 3 件の事案、すなわち製薬会社社員により不正にデータが改ざんされて論文が作成された薬機法違反事件、医師が診察なしに医薬品を処方した医師法違反事件、准看護師による筋弛緩剤を用いた殺人事件について法律家の立場から解析し、医療従事者が不正や犯罪に手を染め、あるいは巻き込まれることを回避する方法論について考察・提案を行ったものである。本論文では、いずれの事件でもリスク・ファクターとプロテクティブ・ファクターがあるものの、前者の強い影響下により最終的に犯罪に至ったものと結論付け、医療従事者がこれらの罪を犯さないための方策として継続的な倫理教育を提案した。一見当然と思える提案であるが、従来の医系学部の教育において犯罪を回避する視点での倫理教育が十分に行われてきたとはいえず、本研究が提案する「医学研究者・医療従事者の良心」に関する卒前・卒後の継続的な教育は的を射たものといえる。また、研究者の良心の維持・向上のためには、裁判科学の鑑定などでは検察取り調べと同様の可視化を適用すべきとしたが、昨今の研究不正問題を考える上で法律家の指摘は重く、自然科学研究者への警鐘となるものである。</p> <p>以上より、本論文は学術上価値があり、博士（薬学）の学位論文として相応しい内容であると判定された。</p>			

(主査が記載、500 字以内)